資料１－２

佐賀地区管理保全協議会規約（案）

（設置）

第１条　「明治日本の産業革命遺産における管理保全の一般方針及び戦略的枠組み」（以下「枠組み」という。）に基づき、明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業（以下「遺産群」という。）の構成資産のうち、佐賀地区に所在する構成資産（以下「三重津海軍所跡」という。）が関係者の連携の下で、文化財保護法等の関係法令及び三重津海軍所跡管理保全計画（以下「管理保全計画」という。）に則って的確に管理保全されることを目的として、佐賀地区管理保全協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（役割）

第２条　協議会は、枠組みの定めるところにより、次に掲げる役割を担う。

（１）三重津海軍所跡について、当該構成資産の関係者の間で、管理保全計画及びその実施方法、並びにこれらの改善方策並びに状況のモニタリング等、三重津海軍所跡に関する事項について、情報及び意見の交換並びに協議会としての意思決定を行う。

（２）枠組みに定めるフィードバックの仕組みにおいて、次に掲げる役割を担う。

ア　モニタリング責任者（別表の左欄に掲げる佐賀市をいう。以下同じ。）から、少なくとも１年に１回は把握した内容の報告を受ける。また、この定期的な報告以外にも、管理保全が十分に行われておらず遺産価値がリスクにさらされている状況にあることが発見された場合には、モニタリング責任者から速やかに報告を受ける。

イ　アの報告内容について議論を行い、必要に応じて管理保全の方法の充実について検討を行う。

ウ　三重津海軍所跡のモニタリングの状況について、少なくとも１年に１回は「明治日本の産業革命遺産」保全委員会（以下「保全委員会」という。）に報告する。この場合において、的確な保全のために遺産群全体での対応が必要と認められるときは、新たな対応の検討を保全委員会に要請する。

エ　必要に応じ、稼働資産を含む産業遺産に関する有識者会議（以下「有識者会議」という。）及び文化審議会やその委員に対し、リスク回避に関する方法及び管理保全方法に関する改善策その他の事項について、専門的なアドバイスを求める。

オ　保全委員会が三重津海軍所跡の管理保全について必要な対応を要請した場合には、協議会は、その対応について、情報及び意見の交換並びに意思決定を行う。

（３）有識者会議及び文化審議会のサポートの下で、６年おきに保全計画に基づく管理保全の取組状況を分析し、問題があると認めた場合は、必要に応じて問題の原因を明確化し、その対応策について議論した上で修正を行う。

（４）世界遺産条約履行のための作業指針の規定に基づいて日本国政府が行う定期報告のプロセスの一環として、必要に応じ有識者会議及び文化審議会のサポートの下に、三重津海軍所跡の価値の保全状況を評価し、その結果並びに周辺状況及び保全状況等の変化について、保全委員会へ報告する。

（組織）

第３条　協議会は、世界遺産の管理保全におけるパートナーシップの確立の理念の下に、管理保全についての意見交換及び意思決定に参画する必要のある関係省庁、地方公共団体及び三重津

海軍所跡の所有者等の関係者に広く開かれた組織とする。

２　協議会は、別表第１の左欄に掲げる機関等により組織する。

３　協議会の委員は、同表の右欄に掲げる職にある者をもって充てる。

４　協議会に会長を置き、佐賀市長にある者をもって充てる。

５　会長は、協議会を総括する。ただし、会長に事故あるとき、または会長が不在のときは、佐賀市副市長がその職務を代理する。

（会議）

第４条　協議会の会議は、会長が招集し、１年に１回開催するほか、会長が必要と認めたときに開催する。

２　会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

３　協議会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

４　会長は、やむを得ない理由により会議を開くことが困難であると判断した場合においては、事案の概要を記載した書面を委員に送付し、その意見を徴し、または賛否を問い、その結果をもって会議の議決とすることができる。

５　前項の規定により議決を行った場合は、会長が次の会議において報告しなければならない。

（幹事会）

第５条　協議会の事務を補助させるため、協議会に幹事会を置く。

２　協議会の幹事は、別表第２の右欄に掲げる職にある者をもって充てる。

３　幹事会に幹事長を置き、佐賀市経済部長の職にある者をもって充てる。

４　幹事会は、幹事長が必要と認めたときに召集する。

５　幹事長は、幹事会の会議の議長となり、議事を整理する。

（事務局）

第６条　協議会の事務を処理するため、佐賀市経済部歴史・文化課に事務局を置く。

（その他）

第７条　この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附　則

この規約は、平成２５年３月１９日から施行する。

附　則

この規約は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則

この規約は、平成２７年１月２０日から施行する。

附　則

この規約は、平成２７年７月２９日から施行する。

附　則

この規約は、平成２７年１０月１日から施行する。

附　則

この規約は、平成２７年１１月１６日から施行する。

附　則

この規約は、平成２８年５月１８日から施行する。

附　則

この規約は、平成２８年１１月１６日から施行する。

附　則

この規約は、平成２９年５月１８日から施行する。

附　則

この規約は、平成３０年５月１８日から施行する。

附　則

この規約は、令和元年５月１５日から施行する。

附　則

この規約は、令和２年４月１４日から施行する。

附　則

この規約は、令和３年５月１３日から施行する。

附　則

この規約は、令和４年５月１９日から施行する。

附　則

この規約は、令和５年５月１７日から施行する。

附　則

この規約は、令和７年５月１６日から施行する。

附　則

この規約は、令和８年５月１４日から施行する。

別表第１

内閣官房	産業遺産の世界遺産登録推進室内閣参事官
国土交通省九州地方整備局筑後川河川事務所	所長
国土交通省九州地方整備局有明海沿岸国道事務所	所長
国土交通省九州地方整備局佐賀国道事務所	所長
農林水産省九州農政局	農村計画課長
佐賀県有明海漁業協同組合早津江支所	運営委員長
佐賀市中川副校区自治会長会	会長
佐賀市西寺井自治会	会長
佐賀市上下自治会	会長
大川市大野島地区区長会	地区会長
福岡県市町村・地域振興部　文化局　九博・世界遺産・文化施設課	九博・世界遺産・文化施設課長
大川市	企画課長
佐賀県文化・観光局	政策企画監
佐賀県文化・観光局文化課	文化財保護・活用室長
佐賀市	市長
佐賀市教育委員会	教育長

別表第２

内閣官房	産業遺産の世界遺産登録推進室企画官
国土交通省九州地方整備局筑後川河川事務所	管理課長
国土交通省九州地方整備局有明海沿岸国道事務所	工務課建設専門官
国土交通省九州地方整備局佐賀国道事務所	計画課長
農林水産省九州農政局	農村計画課課長補佐
佐賀県有明海漁業協同組合早津江支所	早津江支所長
佐賀市中川副校区自治会長会	会長
佐賀市西寺井自治会	会長
佐賀市上下自治会	会長
大川市大野島地区区長会	地区会長
福岡県市町村・地域振興部　文化局　九博・世界遺産・文化施設課	九博・世界遺産・文化施設課　世界遺産係長
大川市	企画課課長補佐
佐賀県文化・観光局文化課	副課長
佐賀県文化・観光局文化課	文化財保護・活用室副室長
佐賀市	経済部長
佐賀市教育委員会	教育部長